

亀山市告示第101号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該変更後の都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年4月25日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 都市計画の種類及び名称
亀山都市計画用途地域
- 2 都市計画を定める土地の地区
都市計画の図書において表示する。
- 3 縦覧場所
亀山市建設部都市整備課